

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	樋渡 寛和
登録番号又は法人番号	2 4 4 0 2 8 5 3
所属する単位会	福岡県行政書士会
事務所名称	行政書士ひわたし事務所
事務所所在地	福岡県福津市手光南一丁目2番18号
処分年月日	令和8年6月22日
処分内容（種類）	会員の権利停止6月（令和8年7月1日から、令和8年12月31日まで）
上記処分をした理由	樋渡会員は、戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「同請求書という。」）について、職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則（以下「取扱規則」という。）に違反し、同請求書を家系図作成という不適切な理由による使用を行い、また理由が不明瞭な「無報酬」での使用や、必要ない戸籍等の収集などを行い、適正に同請求書を使用していないことが認められる。これに加え、このことについての聴取のために出頭を依頼した期日に欠席し、求められた書類等の提出を遅延するなど本会の調査手続きへの非協力的な対応を行った。 以上の樋渡会員の行為は、行政書士法第10条に抵触し、会則第76条第1項に規定する「法律、命令、規則に違反したとき」及び「行政書士にふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第10条 行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。 福岡県行政書士会会則第76条第1項 会長は、会員が、法律、命令、規則及びその他都道府県知事の処分に違反したとき、若しくは行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったとき、又は本会の会則に違反したときは、理事会の議決を得て、当該会員に対し、必要な処分を行うことができる。 福岡県行政書士会会則第78条第1項第2号 個人の会員に対する処分は、次のとおりとする。 （2）1年以内の会員の権利停止